



平成 19 年（2007 年） 月 日

長野県知事 村 井 仁 様

長野県行政機構審議会  
会長 松 岡 英 子

県の行政機構のあり方のうち本庁部局の見直しについて（答申）

平成 19 年 3 月 15 日付け 18 行第 20 号で諮問された「県の行政機構のあり方  
について」のうち、本庁部局の見直しについて別紙のとおり答申いたします。

## 本庁組織の再編について

平成19年3月15日に「県の行政機構のあり方」について知事から当審議会に諮問があり、これまで本庁部局の見直しを中心に検討してきました。

5回の審議会を通じての議論、「知事部局再編案たたき台（案）」に対する県民意見や県議会における議論などを踏まえて、本庁組織の再編について当審議会の考え方を以下のとおりまとめました。

### 1 組織再編検討の背景

#### (1) 最近の組織再編の経過

県の本庁部局については、平成12年度まで、知事の事務部局の組織に関する条例（以下「組織条例」という。）に規定する9部と、規則設置の組織である企画局及び出納長の事務を補助する組織としての会計局を加えた2局9部体制をとってきました。

その後、県では、危機管理の重要性が増加したことに伴い、平成13年度に危機管理局（当時は危機管理室）を規則に規定する組織として設置し、また、知事直属の組織として経営戦略局を平成15年12月に条例で設置し、平成18年11月には権限が同局に集中し過ぎているなどとして廃止しました。

また、裾野の広い観光産業の重要性に着目し、観光産業の建て直しというさしせまって重要な課題に対応するため、平成19年4月に観光部を設置しました。

このように個別の課題に対応した部局の新設、廃止は行ってきましたが、組織条例の一部改正案が議会に提案されるなど議論はあったものの、本庁全体を見据えた再編については、結果的にこれまで実施されませんでした。

#### (2) 行財政改革プラン

平成19年3月に県が策定した行財政改革プランにおいて、新しい長野県の将来を見据えた中期総合計画の策定に合わせ、その方向性を踏まえ、本庁部局のあり方の視点や組織のスリム化・効率化の観点から、従来行ってきた課の再編や担当業務の移動にとどまらず、本庁部局の統廃合を含めた見直しを行うこととされています。

### 2 本庁組織再編に当たっての基本的考え方

本庁組織再編の検討に当たっては、次の点を基本としました。

- 関連施策の連携、管理コストの縮減を図るため、個々の組織はできるだけ大きくくりにする。
- 一方で、本県の特徴、施策運営の姿勢を示すことも考慮する。
- 大きくくりにする際には、組織のマネジメント、人事管理のしやすさを考慮する必要がある。

- 県民の方々、市町村の皆さんにわかりやすい組織、職員の連携が取れやすい組織にする。このため、わかりやすくシンプルな名称、「局」という名称は部内局のみ使用などの点に留意する必要がある。
- 市町村と連携しやすく効果的な施策運営ができる組織のくくり方に留意し、くくり方の優先順位（①対象②目的③手法）を考慮する。また、市町村との役割分担も踏まえる必要もある。
- 意思決定の速さを重視し、指揮命令系統は単純にし、できる限りフラットな組織とする。原則として部次長は置かず、必要に応じて専門分野を統括する職を配置する。
- 中期総合計画の方向性を踏まえ、組織再編の検討を行う。

### 3 本庁部局の再編

#### (1) 再編案

現行の危機管理局、企画局、総務部、社会部、衛生部、生活環境部、商工部、観光部、農政部、林務部、土木部、住宅部、会計局の13部局体制を、危機管理部、企画部、総務部、社会部と衛生部を統合した健康福祉部、環境部、商工労働部、観光部、農政部、林務部、土木部と住宅部を統合した建設部、会計局の11部局体制に再編することが適当です。

#### (2) 健康福祉部門について

保健・医療と介護・福祉については、サービスの内容やその提供事業者・機関がそれぞれの施策分野に深く関係しており、一体となった施策運営が必要です。例えば、介護保険や障害者自立支援給付サービス、精神障害者のトータルケア、あるいは地域ケア体制整備構想等の各種計画策定・実施など、相互に連携し、整合性を図ることが求められています。

相互に非常に関連の深い保健・医療・福祉の各分野の連携を図り、高齢者、障害者などへのサービスの提供や県民の方々の健康づくりに関し、より効果的な施策を推進するため、社会部と衛生部を統合し、健康福祉部門を一体的に所管する健康福祉部として再編することが適当です。

市町村においては、健康福祉部門の窓口は既に一体化されており、社会部と衛生部の統合により市町村の窓口との整合性も図られ、市町村と、より円滑な連携を図ることができるものと考えます。

また、県行政において県立病院の経営の問題は、大きなウェートを占めるものとなっており、県立病院の経営に責任を持って当たれる体制を作る必要が高まっていること、また、現在の社会部と衛生部を単純に統合した場合、2千人を超える大きな部となり、組織のマネージメントがしにくくなることを考慮し、特別会計で独立性の高い県立病院部門を健康福祉部の部内局（病院事業局）として分離することが適当です。

また、両部の統合により所管する分野が広範に亘り、かつ専門性が高いことを考慮し、専門分野を統括する職の設置を検討する必要があります。

なお、現在、両部に医師確保や障害者自立支援法の見直しなど緊急的な課題があることは、実施に当たっての留意事項であると考えます。

(3) 環境部門について

現行の生活環境部は、環境部門と県民生活・文化部門を所掌していますが、このうち県民生活・文化部門を企画部に移管し、県の最重要施策として、中期総合計画についての総合計画審議会からの答申においても施策の柱に据えられている「環境」に特化した環境部とすることが適当です。

(4) 商工労働部門について

現在、雇用対策及び職業能力開発については商工部、労働者福祉施策については社会部と、労働行政が2つの部で所管されていますが、労働行政を一体的に推進するため、労働者福祉施策を社会部から商工部に移管し、商工労働部として再編することが適当です。

(5) 土木建築部門について

現在、開発許可・景観施策については住宅部、都市計画・街路等都市施設整備は土木部と、都市計画行政が2つの部で所管されていますが、都市計画行政を一体的に推進するため、住宅部と土木部を統合し、建設部として再編することが適当です。

また、土木と建築の技術の相違を考慮して、建築の専門分野を統括する職の設置を検討する必要があります。

(6) 危機管理局について

現在の危機管理局は、組織条例に規定された組織ではなく、規則で定められた局であり、部局としての位置付けが明確ではないことから、組織条例において危機管理部として明確に位置付けることが適当です。

(7) 企画局について

現在の企画局は、危機管理局同様、組織条例に規定された組織ではないことから、組織条例において企画部として明確に位置付けることが適当です。

また、現在、企画局で所管している県政の総合的企画・調整に関する業務に加え、各部局への分散度が高く重要な組織横断的課題を合わせて所管する部と位置付け、生活環境部で所管している県民生活・文化部門と、教育長が補助執行している青少年対策を企画部へ移管することが適当です。

(8) 所管業務の移管について

現行の各部局の所管業務のうち、業務の性格や他の業務との関連性などから移管した方が適当と考えられるものについても検討を行いました。

その結果、企画局で所管している国際交流（多文化共生を除く）については、国内外の交流の拡大を図る役割を担う観点から観光部へ、教育長が補助執行している私学振興については、私学の自主独立性を重視する観点から総務部へ、同じく青少年対策については、本部は教育委員会事務局、地方部は知事部局というねじれを解消し、また、組織横断的課題への対応の観点から企画部へ、保育行政についても、本庁では教育委員会事務局、現地機関では地方事務所で所管するねじれを解消し、保健や福祉など関連施策とのつながりを含め、連携を図りやすくする観点から健康福祉部へ、それぞれ移管することが適当です。

4 本庁組織の再編を実施するに当たっての留意点

(1) 再編実施に当たって

本庁部局再編に当たっては、統合に伴う留意事項や懸念される事項を十分考慮して実施案を作成するとともに、実施後に問題が生じた場合には適切に対処していく必要があります。

(2) 課、係等の再編の必要性

本庁組織の再編は、組織のスリム化・効率化の観点からすると、部局の再編に止まるべきものではありません。業務の連携、仕事のやりやすさなどの観点も含め、課や係についても見直し、再編を行っていく必要があります。

(3) 横の連携の必要性

中期総合計画の答申に盛り込まれている7つの「挑戦プロジェクト」を始め、多くの業務は組織の横の連携が必要です。それぞれの業務内容に応じて、連携の仕組を具体的な形で作っていくことが不可欠です。

(4) 適時適切な見直しの必要性

県を取り巻く状況の変化に対しては、政策そのものと同様、それを推進していくための組織についても柔軟に対応していくことが大切です。状況の変化を踏まえ、適時適切に組織の見直しを行っていくことが必要です。